

平成19年4月8日執行

広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙 広島市長選挙

1	あらし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	11
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	11
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	11
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	17
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	17
4	選挙人名簿登録者数	18
	(1) 広島市長選挙にかかる選挙時登録	18
	(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録	18
5	選挙長及び開票管理者	19
	(1) 選挙長及び同職務代理者	19
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	19
6	選挙事務関係者	20
	(1) 投票事務関係者	20
	(2) 開票事務関係者	22
	(3) 選挙会事務関係者	22
7	選挙啓発事業	23

(別冊1) 広島県議会議員一般選挙

(別冊2) 広島市議会議員一般選挙

(別冊3) 広島市長選挙

議会棟前に掲出した懸垂幕



J R西広島駅の大型看板



花電車の運行



本通りの電光表示



本通りの大型垂れ幕



バスのフロント



アストラムライン本通駅のポスター



シャレオ中央広場でのユースボランティアの呼びかけ



各デパートに掲出した懸垂幕



街頭での啓発グッズの配布



ポスター掲示場（中区）



ポスター掲示場（東区）



ポスター掲示場（南区）



ポスター掲示場（西区）



ポスター掲示場（安佐南区）



ポスター掲示場（安佐北区）



ポスター掲示場（安芸区）



ポスター掲示場（佐伯区）



投票風景



開票風景



1 あらまし

平成19年2月22日に任期が満了する広島市長について、公職選挙法第33条第1項により任期満了日の前30日以内に行うこととなっているが、平成9年の法改正により、議会の議員と長の任期満了日が90日以内にある場合は、これらの選挙を同時に行うことができる（公職選挙法第34条の2第4項において準用する同条第1項）とされており、広島市議会議員の任期が平成19年5月1日に満了することから、広島市選挙管理委員会は、平成18年11月10日開催の委員会において、この規定を適用し、任期満了による広島市長選挙と広島市議会議員の選挙を公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うことを決定した。

その後、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成18年12月8日法律第107号）により、広島県議会議員（平成19年4月29日任期満了）の選挙期日が平成19年4月8日となったことから、広島市選挙管理委員会は、平成18年12月20日開催の委員会において、広島市長選挙及び広島市議会議員一般選挙の選挙期日を平成19年4月8日と決定した。

これにより、広島市ではじめて広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙が同時に行われることとなった。

なお、今回の選挙から、広島県議会議員の定数が70人から66人に、選挙区が33選挙区から23選挙区に変更された（広島市関係では、定数25人・8選挙区で変更なし。）。また、広島市議会議員の定数も60人から55人に変更された。

【広島県議会議員一般選挙】

広島県議会議員一般選挙は、定数66人に対して、前回（平成15年4月13日執行）より7人多い99人が届け出た（倍率1.50倍）。広島市での立候補者は定数25人に対して、前回より4人多い39人が届け出た（倍率1.56倍）。

投票率は、前回の48.94%に比べて、4.93ポイント高い53.87%となった。広島市では前回の44.49%に比べて、9.24ポイント高い53.73%となった。

【広島市議会議員一般選挙】

広島市議会議員一般選挙は、定数55人に対して、前回（平成15年4月13日執行）より6人少ない77人が届け出た（倍率1.40倍）。

投票率は、前回の44.44%に比べて、9.28ポイント高い53.72%となった。

【広島市長選挙】

広島市長選挙の立候補者は、前回（平成15年2月2日執行）より1人少ない4人が届け出た。

投票率は、前回の44.94%に比べて、8.81ポイント高い53.75%となった。

開票の結果、あきば忠利候補（無所属）225,982票、大原邦夫候補（無所属）125,075票、かしむら武昭候補（無所属）116,211票、荒木みのる候補（無所属）11,073票となり、あきば忠利候補が当選した。

なお、平成19年2月23日から同年4月8日までの間、市長の職務代理者が置かれた。

また、前回の広島市長選挙で安芸区において実施した電子投票は、平成18年3月に条例が廃止されたことから行われなかった。

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・長 市議・県議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考	任期前・後	任期前・後 市議	
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令				
12/20	水	-109	-95	-100	委員会開催 15:00 委員室 ・選挙期日の決定 ・名簿登録要領の決定 90日特例を適用し市長・市議同時選挙を行うことの告示 市長・市議選挙に係る選挙時登録の基準日・登録日・縦覧期間の告示 県選管へ市長・市議同時選挙の告示をしたことについて届出 【市議】後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始(任期満了日前90日に当たる日又は同時選挙告示の日のいずれか早い日から選挙期日まで)	法34の2 令14、市事9 法120 法199の5						-64	-132	
12/21	木	-108	-94	-99	選挙事務研修会 14:00 北庁舎4階会議室								-63	-131
12/22	金	-107	-93	-98									-62	-130
12/23	土	-106	-92	-97									-61	-129
12/24	日	-105	-91	-96	【市長】署名収集の禁止期間の開始(任期満了前60日から選挙期日まで)	地自法74.75.76. 80.81.86 、地自令92、地教法8							-60	-128
12/25	月	-104	-90	-95	県選管から県議選を市長・市議選と同時にを行うことの回答受理	法119							-59	-127
12/27	水	-102	-88	-93									-57	-125
12/28	木	-101	-87	-92									-56	-124
12/29	金	-100	-86	-91									-55	-123
12/30	土	-99	-85	-90									-54	-122
12/31	日	-98	-84	-89									-53	-121
1/1	月	-97	-83	-88									-52	-120
1/2	火	-96	-82	-87									-51	-119
1/3	水	-95	-81	-86									-50	-118
1/4	木	-94	-80	-85									-49	-117
1/5	金	-93	-79	-84									-48	-116
1/6	土	-92	-78	-83									-47	-115
1/7	日	-91	-77	-82									-46	-114
1/8	月	-90	-76	-81									-45	-113
1/9	火	-89	-75	-80									-44	-112
1/10	水	-88	-74	-79									-43	-111
1/11	木	-87	-73	-78									-42	-110
1/12	金	-86	-72	-77	選挙事務従事者カード・リストの出力								-41	-109
1/13	土	-85	-71	-76									-40	-108
1/14	日	-84	-70	-75									-39	-107
1/15	月	-83	-69	-74									-38	-106
1/16	火	-82	-68	-73	選挙事務従事者カード・リストを区選管へ送付								-37	-105
1/17	水	-81	-67	-72									-36	-104
1/18	木	-80	-66	-71									-35	-103
1/19	金	-79	-65	-70									-34	-102
1/20	土	-78	-64	-69									-33	-101
1/21	日	-77	-63	-68									-32	-100
1/22	月	-76	-62	-67									-31	-99
1/23	火	-75	-61	-66									-30	-98
1/24	水	-74	-60	-65	委員会開催 15:00 委員室								-29	-97
1/25	木	-73	-59	-64									-28	-96
1/26	金	-72	-58	-63									-27	-95
1/27	土	-71	-57	-62									-26	-94
1/28	日	-70	-56	-61									-25	-93
1/29	月	-69	-55	-60									-24	-92
1/30	火	-68	-54	-59									-23	-91
1/31	水	-67	-53	-58									-22	-90
2/1	木	-66	-52	-57	市広報紙への記事掲載(【市議・市長】立候補予定者説明会) 各局庶務担当課へ選挙事務従事者カード・リスト依頼(提出 2月19日)								-21	-89
2/2	金	-65	-51	-56									-20	-88
2/3	土	-64	-50	-55									-19	-87
2/4	日	-63	-49	-54									-18	-86
2/5	月	-62	-48	-53									-17	-85
2/6	火	-61	-47	-52									-16	-84
2/7	水	-60	-46	-51									-15	-83
2/8	木	-59	-45	-50									-14	-82
2/9	金	-58	-44	-49									-13	-81
2/10	土	-57	-43	-48									-12	-80
2/11	日	-56	-42	-47									-11	-79
2/12	月	-55	-41	-46									-10	-78
2/13	火	-54	-40	-45									-9	-77
2/14	水	-53	-39	-44									-8	-76
2/15	木	-52	-38	-43	選挙係会議 14:00 北庁舎4階会議室								-7	-75
2/16	金	-51	-37	-42									-6	-74
2/17	土	-50	-36	-41									-5	-73
2/18	日	-49	-35	-40									-4	-72
2/19	月	-48	-34	-39							市区町事務打合せ 会 10:30 県庁講堂		-3	-71
2/20	火	-47	-33	-38	委員会開催 14:00 委員室 ・選挙日程及び臨時啓発事業 ・選挙長、同職務代理者の内定 ・ポスター区画数の決定 市・区選管委員長・事務局長合同会議 15:00 北庁舎3階会議室								-2	-70

(4)

月日	曜日	期日前 後	告示前 ・長	告示前 ・長 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考	任期前 ・長 後	任期前 ・長 後	
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令				
2/21	水	-46	-32	-37	町名・投票区・投票所名ファイル出力 / 区選管へ送付 公営ｽﾀｰ掲示場設置業者入札 10:30 北庁舎4階 委員室 回答済み選挙事務従事者カード (承諾分)を区選管へ送付							-1	-69	
2/22	木	-45	-31	-36							[市長]任期満了日	0	-68	
2/23	金	-44	-30	-35	[市長]立候補予定者説明会 10:00 委員室 [市長]政党等説明会 14:00 委員室							1	-67	
2/24	土	-43	-29	-34									2	-66
2/25	日	-42	-28	-33									3	-65
2/26	月	-41	-27	-32									4	-64
2/27	火	-40	-26	-31									5	-63
2/28	水	-39	-25	-30	[市議]政党等説明会 10:00 委員室 [市議]立候補予定者説明会 14:00 本庁舎2階講堂							6	-62	
3/1	木	-38	-24	-29			町名・投票区・投票所名ファイル修正分 / 市選管へ送付 市広報紙(区版)への記事掲載 (投票所臨時職員募集 (投票所変更))					7	-61	
3/2	金	-37	-23	-28	委員会開催(定時登録) 15:00 委員室 町名・投票区・投票所名ファイル修正分 / 情報政策課へ送付		委員会開催(定時登録)					8	-60	
3/3	土	-36	-22	-27								9	-59	
3/4	日	-35	-21	-26								10	-58	
3/5	月	-34	-20	-25								11	-57	
3/6	火	-33	-19	-24	電算データ現在日		選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限 令17、市 事12の2					12	-56	
3/7	水	-32	-18	-23	選挙長事務打合せ会 15:00 北庁舎3階会議室 投票区ｽｰｽﾘｽﾄ出力 / 区選管へ送付		選挙人名簿登録の移替延期開始 (任期満了前60日から選挙期日まで) 投票区ｽｰｽﾘｽﾄ修正分 / 市選管へ送付	令17		立候補予定者説明会 3/7-9		13	-55	
3/8	木	-31	-17	-22	[市長]期日前・不在者投票用投票用紙(自書式)及び[市議]投票用紙印刷及び引継ぎ(区選管立会) 投票区ｽｰｽﾘｽﾄ修正分 / 情報政策課へ送付		[市長]期日前・不在者投票用投票用紙(自書式)及び[市議]投票用紙受領 懸垂幕の掲出							
3/9	金	-30	-16	-21			公営ｽﾀｰ掲示場の設置開始					15	-53	
3/10	土	-29	-15	-20	投票区別索引簿、縦覧リスト等出力、カット(16日まで)							16	-52	
3/11	日	-28	-14	-19	選挙のお知らせ出力、カット(23日まで)							17	-51	
3/12	月	-27	-13	-18						選挙長等事務打合せ会 10:30 県庁		18	-50	
3/13	火	-26	-12	-17	不在者投票等の封筒類の送付 不在者投票指定施設との事務打合せ会 15:00 本庁舎2階講堂		不在者投票等の封筒類の受領					19	-49	
3/14	水	-25	-11	-16	[市長]立候補届出関係書類の事前審査 8:30 - 市選管事務局 確認団体の申請書類の事前審査 [市議・市長] 8:30 - 市選管事務局		[市議]立候補届出関係書類の事前審査(16日まで) 8:30 - 区選管事務局					20	-48	
3/15	木	-24	-10	-15			市広報紙への記事掲載 (投票日・期日前投票等)					21	-47	
3/16	金	-23	-9	-14								22	-46	
3/17	土	-22	-8	-13								23	-45	
3/18	日	-21	-7	-12								24	-44	
3/19	月	-20	-6	-11			[県議]投票用紙受領					25	-43	
3/20	火	-19	-5	-10	各任命権者への投・開票事務従事者の承認依頼		投・開票事務従事者等の辞令書 (写し)市選管への送付期限 [県議]立候補届出関係書類の事前審査 10:00 - 区選管事務局					26	-42	
3/21	水	-18	-4	-9			公営ｽﾀｰ掲示場設置完了					27	-41	
3/22	木	-17	-3	-8			選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧場所の告示期限[市長] 公営ｽﾀｰ掲示場設置検収 速報リハーサル(第1回)県選管	法23				28	-40	
3/23	金	-16	-2	-7	選挙のお知らせ区選管へ引継ぎ		選挙のお知らせ受領・点検					29	-39	

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 長	告 示 前 ・ 県 議	市 選 管 の 行 う 事 務		区 選 管 の 行 う 事 務		選 挙 長 の 行 う 事 務		備 考	任 期 前 ・ 長 後	任 期 前 ・ 市 議 後
					事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令			
3/24	土	-15	-1	-6	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) 委員会開催 17:00 委員会室 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 【市長】公営ｽﾀｰ掲示場の掲示開始日の告示 【市長】立候補届受付リハーサル 15:00 本庁舎14階第3会議室 	<ul style="list-style-type: none"> 自治法 74.75.76, 80.81.86, 地教法8, 合併特例法4.5.61 法144の2,市条1,市事104 	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙人名簿登録基準日・登録日 選挙人名簿登録者数の報告(市選管へ) 委員会開催 【市長】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 【市長】公営ｽﾀｰ掲示場の設置場所の告示 【市長】期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) 	<ul style="list-style-type: none"> 法22 令22,市12.83,市事18 令53.59の4,市事47の2 法144の2,市条1,市事101 令53.59の4,市事47の2 				30	-38
3/25	日	-14	0	-5	【市長】選挙期日の告示日							31	-37
					<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙長及び同職務代理者の選任告示 【市長】選挙会の場所及び日時の告示 【市長】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 【市長】選挙公報の掲載順序を定める(し)を行う場所及び日時の告示 【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(し)を行う場所及び日時の告示 委員長談話、明推協会長談話 【市長】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) 【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 【市長】出納責任者選任(異動)の届出受理 【市長】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 【市長】選挙公報掲載文の届出受理 【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(し)の実施 17:10 委員会室 【市長】選挙公報の掲載順序を定める(し)の実施 17:30 委員会室 【確認団体関係】 【市長】政治団体の確認申請の受理開始 本庁舎14階第3会議室 市選管事務局 【市長】確認書の交付 【市長】政治活動用自動車の表示の交付 【市長】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 【市長】政治活動用ポスターの証拠の交付 【市長】政談演説会の開催届出の受理開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法75, 令81, 市事66 法78, 市事69 法196, 市事161 市公条4 法175, 令56, 市事156 法86の4, 令92, 市事74 法130, 令108, 市事87 法180, 市事157 法197の2 市公規2 法175 市公条4 法201の9, 令129の4, 市事164 法201の9, 市事164 法201の11, 市事166 法201の11, 市事169 法201の11, 市事167 法201の11, 令129の5, 市事165 	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示 【市長】期日前投票所の告示 【市長】開票立会人となるべき者を定める(し)を行う場所及び日時の告示 【市長】不在者投票の投票記載場所の告示 【市長】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(市選管へ) 【市長】開票立会人届出受理開始 【市長】公営ｽﾀｰ掲示場への掲示開始 【市長】ｽﾀｰ掲示の便宜供与 【市長】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 【市長】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間) 【市長】選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 【市長】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) 【市長】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 	<ul style="list-style-type: none"> 法37.48の2, 令25.49の7, 市事20.45の2 法41.48の2, 市事24.45の2 法62, 市事52 市事33, 市事46 法130, 令108, 市事87 法62, 市事53 法144の2, 市事104 令111の2, 市事107 法163, 令112 法23 法24 法29 法38.48の2, 令27.49の7, 市事21.45の2 	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙長事務取扱場所の告示 【市長】立候補届出(辞退)の受理 8:30 - 17:00 本庁舎14階第3会議室 【市長】立候補届出者の氏名等の告示 【市長】選挙立会人となるべき者を定める(し)を行う場所及び日時の告示 【市長】候補者の被選挙権調査 【市長】選挙立会人の届出受理開始 【市長】候補者の氏名等の報告(市選管)・通知(住所地の区長・区選管) 	<ul style="list-style-type: none"> 市事67 法86の4 法86の4, 市事73 法76, 市事68 市事75 法76 法86の4, 令92, 市事74 	<ul style="list-style-type: none"> 県選管 【市長】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙) 		

(6)

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 議 ・ 長	市 議 ・ 長	市 選 管 の 行 う 事 務		区 選 管 の 行 う 事 務		選 挙 長 の 行 う 事 務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 議 ・ 長				
						事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令							
3/25						<ul style="list-style-type: none"> 【市長】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始 【市長】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 委員会開催 18:00 委員室 立候補届出状況、確認団体申請状況 	<ul style="list-style-type: none"> 法201の9 法201の14、市事171 	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 【市長】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 令32.49の7、市事26 令28.49の7 									
3/26	月	-13	1		-4			<ul style="list-style-type: none"> 【市長】期日前投票所及び不在者投票開始 8:30 - 20:00 区役所・出張所 【市長】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 安芸区、安佐南区 	<ul style="list-style-type: none"> 法48の2.49、令50- 法175、令125の4、運56 				32	-36				
3/27	火	-12	2		-3	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報の印刷 開票事務打合せ会 10:00 委員室 		<ul style="list-style-type: none"> 【市長】公営施設使用の個人演説会開始 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧場所の告示期限【県議・市議】 選挙のお知らせ発送 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 中区、東区、南区、西区、佐伯区 	<ul style="list-style-type: none"> 法161.163、令112 法23 令31、市事25 				33	-35				
3/28	水	-11	3		-2	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報(補充分)区選管へ送付 【市長】投票用紙(記号式)の印刷及び引継ぎ(区選管立会) 		<ul style="list-style-type: none"> 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 安佐北区 【市長】投票用紙(記号式)の受領 						34	-34			
3/29	木	-10	4		-1	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) 委員会開催 13:30 委員室 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 【市議】公営施設・掲示場の掲示開始日の告示 	<ul style="list-style-type: none"> 自治法74.75.76、80.81.86、地教法8、合併特例法等4、5、61 法144の2、市条1、市事104 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】選挙人名簿登録基準日・登録日 選挙人名簿登録者数の報告(市選管へ) 委員会開催 【県議・市議】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 【県議・市議】公営施設・掲示場の設置場所の告示 選挙のお知らせ発送(新規登録分) 期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) 【県議・市議】立候補届受付リハール 区役所 	<ul style="list-style-type: none"> 法22 令22、市事12.83、市事18 令53.59の4、市事47.02 法144の2、市条1、市事101 令31、市事25 令53.59の4、市事47.02 				35	-33				
3/30	金	-9	5		0	<p style="text-align: center;">【 県 議 ・ 市 議 】 選 挙 期 日 の 告 示 日</p>												
						<ul style="list-style-type: none"> 【市議】選挙長及び同職務代理者の選任告示 【市議】選挙会の場所及び日時の告示 	<ul style="list-style-type: none"> 法75、令81、市事66 法78、市事69 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示 【県議・市議・市長】投票管理者及び同職務代理者(投票所)の選任告示 【県議・市議・市長】投票所の告示 【県議・市議】期日前投票所の告示 【県議・市議・市長】投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 	<ul style="list-style-type: none"> 法37.48の2、令25.49の7、市事20.45.02 法37、令25、市事20 法41、市事24 法41.48の2、市事24.45.02 法40、市事23 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】選挙長事務取扱場所の告示 【県議・市議】立候補届出(辞退)の受理 8:30 - 17:00 区役所 【県議・市議】立候補届出者の氏名等の告示 	<ul style="list-style-type: none"> 市事67 法86の4 法86の4、市事73 	<ul style="list-style-type: none"> 県選管【市議】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙) 			36	-32		

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考	任期前・後	任期前・後
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令			
(3/30)					<p>【市議】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 法196、市事161</p> <p>【市議】開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない旨の告示 法79</p> <p>・委員長談話、明推協会長談話</p> <p>・【県議・市議】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) 法86の4、令92、市事74</p> <p>・【県議・市議】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 法130、令108、市事87</p> <p>・【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理 法180、市事157</p> <p>・【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 法197の2</p> <p>[確認団体関係]</p> <p>・【市議】政治団体の確認申請の受理開始 市選管事務局 法201の9、令129の4、市事164</p> <p>・【市議】確認書の交付 法201の9、市事164</p> <p>・【市議】政治活動用自動車の表示の交付 法201の11、市事166</p> <p>・【市議】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 法201の11、市事169</p> <p>・【市議】政治活動用ポスターの証拠の交付 法201の11、市事167</p> <p>・【市議】政談演説会の開催届出の受理開始 法201の11、令129の5、市事165</p> <p>・【市議】確認団体が頒布するポスターの届出の受理開始 法201の9</p> <p>・【市議】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 法201の14、市事171</p> <p>・【県議・市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管からの報告受理</p> <p>委員会開催 18:00 委員会 立候補届出状況、確認団体申請状況</p>	<p>【県議・市議】投票所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法175、令56、市事156</p> <p>【県議・市議・市長】開票管理者及び同職務代理者の選任告示 法61、令68、市事51</p> <p>【県議・市議・市長】開票の場所及び日時の告示 法64</p> <p>【県議・市議】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法62、市事52</p> <p>【県議・市議】不在者投票の投票記載場所の告示 事33、市事46</p> <p>・【県議・市議】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(県・市選管へ) 法130、令108、市事87</p> <p>・【県議・市議】出納責任者選任(異動)の届出受理・同報告(県・市選管へ) 法180、市事157</p> <p>・【県議・市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理・同報告(県・市選管へ) 法197の2</p> <p>・【県議・市議】開票立会人届出受理開始 法62、市事53</p> <p>・【県議・市議】公営まゝスタ掲示場への掲示開始 法144の2、市事104</p> <p>・【県議・市議】まゝスタ掲示の便宜供与 令111の2、市事107</p> <p>・【県議・市議】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 法163、令112</p> <p>・【県議・市議】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間) 法23</p> <p>・選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 法24</p> <p>・【県議・市議】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)(市長選挙期間中のため既に中断) 法29</p> <p>・【県議・市議・市長】投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 令92</p> <p>・【県議・市議・市長】投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 法40</p> <p>・【県議・市議】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 法38.48の2、令27.49の7、市事21.45.02</p> <p>・【県議・市議】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 令32.49の7、市事26</p> <p>・【県議・市議】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 令28.49の7</p> <p>・【県議・市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 法175、令56、17:10 県議、17:40 市議</p> <p>・【県議・市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告</p>	<p>【県議・市議】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法76、市事68</p> <p>・【県議・市議】候補者の被選挙権調査 市事75</p> <p>・【県議・市議】選挙立会人の届出受理開始 法76</p> <p>・【県議・市議】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管) 法86の4、令92、市事74</p>						
3/31	土	-8	6	1				<p>・【県議・市議】期日前投票及び不在者投票開始 8:30 - 20:00 区役所・出張所 法48の2.49、令50-</p>				37	-31

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考	任期前・後	任期市議
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令			
4/1	日	-7	7	2	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報を新聞折込により配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) テレビスポット放送開始(投票日前日まで4局) 市広報紙への記事掲載(投票日等) 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】公営施設使用の個人演説会開始 市広報紙(区版)への記事掲載(投票日・投票所等) 	法161.163.令112				38	-30
4/2	月	-6	8	3	<ul style="list-style-type: none"> 市内の幼稚園・保育園にお面の配付(白ばらキャラバン隊) 		<ul style="list-style-type: none"> 開票事務打合せ会(進行指揮者, 班長) 15:00 中区、安佐南区、安芸区 					39	-29
4/3	火	-5	9	4			<ul style="list-style-type: none"> 開票事務打合せ会(進行指揮者, 班長) 15:00 東区、南区、西区、安佐北区 				<ul style="list-style-type: none"> 市区速報結果報告事務打合せ会 県庁 	40	-28
4/4	水	-4	10	5	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】選挙事務所閉鎖について通知(区選管経由)(投票所から300m内にあるもの) 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) 	法132	<ul style="list-style-type: none"> 委員会開催(告示日選任の投票立会人以外を選任) 重度身体障害者の郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限 【県議・市議・市長】選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m内にあるもの) 開票事務打合せ会(進行指揮者, 班長) 16:00 佐伯区 速報リハーサル(第1回)県選管 	令59の4 法132			<ul style="list-style-type: none"> 速報リハーサル(第1回)県選管 	41	-27
4/5	木	-3	11	6	<ul style="list-style-type: none"> (補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者への通知期限 【県議・市議・市長】開票立会人届出期限 【県議・市議・市長】開票立会人を定める(し) 県議 17:10 市議 17:20 市長 17:30 【県議・市議・市長】開票立会人が3人に満たない場合の補充選任, 本人及び開票管理者への通知 (補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(し)(掲載順序の結果を市選管へ報告) 18:00 【県議・市議・市長】公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日 	法38.令27.市事21 法62.令69.市事53 法62 法62.令70の2.市事54.55 法175.運56 法163	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】選挙立会人の届出期限 法76.令82 【県議・市議・市長】選挙立会人を定める(し) 県議 17:40(区) 市議 17:50(区) 市長 17:30(市) 法76 【県議・市議・市長】選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任, 本人への通知 法76 		42	-26	
4/6	金	-2	12	7	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報の配布期限 ラジオスポット放送開始(投票日前日まで2局) 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) 宣伝車による投票の呼びかけ 	法170.市公衆5	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報の配布期限 投票所器材送致 	法170.市公衆5				43	-25
4/7	土	-1	13	8	【県議・市議・市長】選挙運動最終日							44	-24
					<ul style="list-style-type: none"> 宣伝車による投票の呼びかけ 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) 【県議・市議・市長】当日有権者予定者数の速報受理 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】期日前投票・不在者投票 最終日 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ 各區繁華街で 啓発物資を配布 【県議・市議・市長】投票所設営 【県議・市議・市長】開票所設営 【県議・市議・市長】当日有権者予定者数を市選管へ速報 【県議・市議・市長】期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 【県議・市議・市長】投票用紙、抄本(電子データ)、氏名揭示紙(県議・市議)等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ 	法48の2.49.令50 令32.市事23.市事26 法55.48の2.令49の10 令28					

月 日	曜 日	期 日 前 後	告 示 前 後	市 議 前 後	市 選 管 の 行 う 事 務		区 選 管 の 行 う 事 務		選 挙 長 の 行 う 事 務		備 考	任 期 前 後	任 期 前 後	
					事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令	事 項	根 拠 法 令				
4/9	月	1	15	10	<ul style="list-style-type: none"> 【市議・市長】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収 【市議・市長】当選人決定の報告を受理 【市議・市長】選挙録等の受理 委員会開催 【市長】当選人の氏名・住所 10:30 委員室 【市議】当選人の氏名・住所 14:00 委員室 【市議・市長】当選人の氏名・住所の告示 【市長】当選告知及び当選証書付与 11:15 委員室 【市議・市長】当選人決定及び当選等に関する報告(県知事、県選管) 	<ul style="list-style-type: none"> 市事77 法101の3、市事77 法83、令85、市事77 法101の3、市事78 法101の3、105 法108 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】選挙結果の記録整理 【市長】選挙結果を市選管に報告(9:00まで) 【県議・市議】選挙結果を県選管・市選管に報告(11:30まで) 開票録写し 開票結果の報告書 投・開票所器材撤収及び整理 【県議・市議】当選告知及び当選証書付与(伝達) 県議 15:00 市議 15:30 ポスター掲示場撤去開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】選挙会開催 10:00 区役所 【市長】選挙会開催 10:00 委員室 【県議・市議・市長】開票録写し、開票結果の報告書を検収 【県議・市議・市長】選挙録の作成 【県議・市議・市長】当選人決定の報告 【県議・市議・市長】選挙録等の送付 	<ul style="list-style-type: none"> 法78 法78 法66、80、令74 法83 法101の3、市事76、市事77、法83、令85、市事77 	<ul style="list-style-type: none"> 県選管 【県議】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収、当選人の決定報告・選挙録等受理 	46	-22		
4/10	火	2	16	11	<ul style="list-style-type: none"> 礼状発送 		<ul style="list-style-type: none"> 礼状発送 					47	-21	
4/11	水	3	17	12			<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場撤去に伴う検収 						48	-20
4/12	木	4	18	13									49	-19
4/13	金	5	19	14									50	-18
4/14	土	6	20	15									51	-17
4/15	日	7	21	16									52	-16
4/16	月	8	22	17									53	-15
4/17	火	9	23	18									54	-14
4/18	水	10	24	19									55	-13
4/19	木	11	25	20									56	-12
4/20	金	12	26	21									57	-11
4/21	土	13	27	22									58	-10
4/22	日	14	28	23									59	-9
4/23	月	15	29	24	<ul style="list-style-type: none"> 【市議・市長】選挙の効力に関する異議申出期限 【市議・市長】当選の効力に関する異議申出期限 【市議・市長】選挙運動費用収支報告書提出期限 	<ul style="list-style-type: none"> 法202 法206 法189 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議】選挙運動費用収支報告書を県選管・市選管へ送付(随時) 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】選挙の効力に関する異議申出期限 【県議】当選の効力に関する異議申出期限 【県議】選挙運動費用収支報告書提出期限 		60	-8		
4/24	火	16	30	25					<ul style="list-style-type: none"> 【県議・市議・市長】供託書還付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法93 		61	-7	
4/25	水	17	31	26									62	-6
4/26	木	18	32	27									63	-5
4/27	金	19	33	28									64	-4
4/28	土	20	34	29									65	-3
4/29	日	21	35	30									66	-2
4/30	月	22	36	31									67	-1
5/1	火	23	37	32							<ul style="list-style-type: none"> 【市議】任期満了日 	68	0	

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 規 = 公職選挙法施行規則 市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程

事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程

市条 = 広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

市公条 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例 市公規 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程

地自法 = 地方自治法 地自令 = 地方自治法施行令 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

合併特例法等 = 市町村の合併の特例等に関する法律

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は273、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区名	投票区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳	
		学校	うち、幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所等	市関係建物	その他	区役所等	市関係建物
中	23	21	4	-	-	2	-	-	-	1	-
東	22	10	1	-	3	5	1	3	-	2	-
南	33	19	3	2	-	9	-	3	-	1	-
西	36	18	-	1	2	14	-	1	-	1	-
安佐南	39	18	-	-	5	15	1	-	-	4	-
安佐北	60	19	-	-	-	36	1	1	3	3	1
安芸	17	4	1	3	2	3	1	3	1	4	-
佐伯	43	10	-	5	9	18	1	-	-	2	-
市計	273	119	9	11	21	102	5	11	4	18	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	安田学園体育館1階	広島市中区白島北町1番41号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町2番3号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町20番3号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町3番10号
堀川	中央新天地集会所	(中区東新天地地下駐車場上)
袋町	袋町小学校1階ワークスペース	広島市中区袋町6番36号
大手	広島養護学校体育館	広島市中区大手町四丁目4番4号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町8番49号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目1番34号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目10番8号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町10番8号
吉島第一	慈光幼稚園	広島市中区吉島西一丁目2番14号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目2番7号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目14番12号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町2番8号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目5番39号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町1番36号
舟入東	舟入高等学校北棟1階	広島市中区舟入南一丁目4番4号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目9番48号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目1番13号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目2番53等
江波第三	栄光幼稚園	広島市中区江波西二丁目32番1号
投票区数	23	

〔東区〕		は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	広島県立盲学校体育館(1階格技場)	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

〔南区〕		は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	段原中学校製図室	広島市南区段原山崎町4番42号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区の場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
湊崎	仁保緑地仮設投票所	広島市南区仁保二丁目4番
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校体育館	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	出島集会所	広島市南区出島二丁目14番73号
似島	似島集会所	広島市南区似島町家下752番地の74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島381番地の9
投票区数	33	

〔西区〕

は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター(旧 西隣保館)	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	市営新庄団地集会所	広島市西区新庄町27番1号
己斐第一	己斐集会所(己斐本町会館)	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館(さくら保育所向側)	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町36番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー	広島市西区井口四丁目7番1号
投票区数	36	

〔安佐南区〕

は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地の1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号

安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘徳団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長束小学校体育館	広島市安佐南区長束四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地の1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地の1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴3511番地
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴9303番地の1
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区沼田町大字大塚3055番地の10
沼田第八	沼田公民館	広島市安佐南区沼田町大字伴5697番地
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数	39	

〔安佐北区〕

は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋小学校体育館	広島市安佐北区白木町大字志路3890番地の1
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地の2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地の1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地の3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地の1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター(旧小河原公民館)	広島市安佐北区小河原町789番地の1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	口田中学校体育館	広島市安佐北区口田南九丁目13番1号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地の2
大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号

三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地の1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地の1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地の5
綾ヶ谷第二	綾西集会所(綾西会館)	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地の1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地の1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校体育館	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番1号
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地の1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地の5
安佐第六	日浦西小学校	広島市安佐北区安佐町大字毛木760番地
安佐第七	宮野集会所(宮野公民館)	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地の1
安佐第八	筒瀬集会所(筒瀬公民館)	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地の3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地の3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地の1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地の3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐町商工会館	広島市安佐北区安佐町大字飯室3059番地の1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数	60	

〔安芸区〕

は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	マヤ・ホームルーム(専念寺内)	広島市安芸区中野三丁目11番6号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	上瀬野南第一公園仮設投票所	広島市安芸区上瀬野南二丁目11番
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地の1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野幼稚園	広島市安芸区矢野西六丁目12番2号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地の3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数	17	

〔佐伯区〕

は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地の2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地の1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来東小学校体育館	広島市佐伯区湯来町大字麦谷1803番地1
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	43	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

区 分	開設期間
広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙	平成19年3月31日から平成19年4月7日まで
広島市長選挙	平成19年3月26日から平成19年4月7日まで

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	南区役所2階大会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	安佐南区役所2階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1
安佐北	安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
	安佐北区役所高陽出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
安 芸	安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地の2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	佐伯区役所6階604会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	県立広島産業会館東展示館	広島市南区比治山本町12番18号
西	市立観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立安佐北高等学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	広島市船越公民館ホール	広島市安芸区船越五丁目22番23号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

(1) 広島市長選挙にかかる選挙時登録

今回の広島市長選挙にかかる選挙時登録は、広島市選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

被登録資格の決定の基準となる日

平成19年3月24日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月8日）により
算定

区名	平成19年3月24日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	46,421	56,339	102,760
東	45,647	50,206	95,853
南	54,050	57,132	111,182
西	69,872	76,418	146,290
安佐南	83,548	87,098	170,646
安佐北	59,209	65,418	124,627
安芸	30,268	31,090	61,358
佐伯	51,783	55,650	107,433
広島市計	440,798	479,351	920,149

登録の日

平成19年3月24日

縦覧期間

平成19年3月25日

(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録

今回の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録は、次のとおり行われた。これにより、新たに登録された者も投票できる。

被登録資格の決定の基準となる日

平成19年3月29日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月8日）により
算定

区名	平成19年3月29日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	46,436	56,344	102,780
東	45,650	50,200	95,850
南	54,053	57,135	111,188
西	69,862	76,420	146,282
安佐南	83,564	87,117	170,681
安佐北	59,209	65,420	124,629
安芸	30,276	31,096	61,372
佐伯	51,794	55,670	107,464
広島市計	440,844	479,402	920,246
広島県計	1,112,448	1,216,965	2,329,413

登録の日

平成19年3月29日

縦覧期間

平成19年3月30日

5 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

広島市選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

区名	選挙長	同職務代理人
中	馬場 則行	木下 吾朗
東	打田 等	香川 謙二
南	大原 貞夫	久保木敬子
西	臼田 耕造	藤田 典子

区名	選挙長	同職務代理人
安佐南	河原 和郎	小坂 猛彦
安佐北	秦 清	久保田 博
安芸	小野 裕伸	谷口あけみ
佐伯	原 伸太郎	皆本也寸志

広島市長選挙

広島市選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人は、次のとおりである。

選挙長	同職務代理人
大崎 和義	東山 章次

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区名	開票管理者	同職務代理人
中	馬場 則行	木下 吾朗
東	打田 等	神笠 寛治
南	大原 貞夫	堀内 雅晴
西	臼田 耕造	白須 里利

区名	開票管理者	同職務代理人
安佐南	河原 和郎	小坂 猛彦
安佐北	秦 清	山内 文雄
安芸	小野 裕伸	生田 文雄
佐伯	原 伸太郎	尾兼 弘幸

6 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙においては全事務従事者の48.51%を、広島市長選挙においては全事務従事者の47.81%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

広島県議会議員一般選挙

区 分		投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	75	-	135	163	298
	東	22	81	-	123	147	270
	南	33	91	-	176	204	380
	西	36	105	-	203	260	463
	安佐南	39	96	-	237	254	491
	安佐北	60	153	-	301	317	618
	安芸 佐伯	17	39	-	92	114	206
	市計	43	99	-	233	245	478
期日前 投票所	中	273	739	-	1,500	1,704	3,204
	東	8	22	15	39	7	61
	南	26	88	3	29	9	41
	西	8	22	3	43	3	49
	安佐南	8	32	19	59	-	78
	安佐北	32	36	2	108	29	139
	安芸 佐伯	32	105	16	107	121	244
	市計	31	26	8	79	84	171
合 計	佐伯	8	34	-	72	23	95
	市計	153	365	66	536	276	878
	中	31	97	15	174	170	359
	東	48	169	3	152	156	311
	南	41	113	3	219	207	429
	西	44	137	19	262	260	541
	安佐南	71	132	2	345	283	630
	安佐北	92	258	16	408	438	862
安芸 佐伯	48	65	8	171	198	377	
市計	51	133	-	305	268	573	
市計	426	1,104	66	2,036	1,980	4,082	

広島市議会議員一般選挙

区 分	投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	広島県議会議員一般選挙に同じ					
期日前 投票所	中	広島 県議会議員 一般選挙 に同じ	22	広島県議会議員一般選挙に同じ		
	東		104			
	南		32			
	西		32			
	安佐南		36			
	安佐北		105			
	安芸 佐伯		26			
	市 計		34			
合 計	中	広島 県議会議員 一般選挙 に同じ	97	広島県議会議員一般選挙に同じ		
	東		185			
	南		123			
	西		137			
	安佐南		132			
	安佐北		258			
	安芸 佐伯		65			
	市 計		133			
			1,130			

広島市長選挙

区 分	投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者					
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計		
選挙当日 投票所	広島県議会議員一般選挙に同じ							
期日前 投票所	中	13	26	15	58	7	80	
	東	26	104	3	29	9	41	
	南	13	50	3	59	3	65	
	西	13	52	26	81	-	107	
	安佐南	32	36	2	108	29	139	
	安佐北	52	158	26	142	184	352	
	安芸 佐伯	51	26	14	117	124	255	
	市 計	13	52	-	107	38	145	
合 計	中	213	504	89	701	394	1,184	
	東	36	101	15	193	170	378	
	南	48	185	3	152	156	311	
	西	46	141	3	235	207	445	
	安佐南	49	157	26	284	260	570	
	安佐北	71	132	2	345	283	630	
	安芸 佐伯	112	311	26	443	501	970	
	市 計	68	65	14	209	238	461	
			56	151	-	340	283	623
			486	1,243	89	2,201	2,098	4,388

(22)

(2) 開票事務関係者

区名	開票管理者	開票立会人			開票事務従事者		
		県議	市議	市長	市・区選管書記	市・区職員	計
中	1	5	5	3	20	200	220
東	1	4	8	3	9	190	199
南	1	4	8	3	7	225	232
西	1	3	10	3	23	255	278
安佐南	1	5	8	3	5	337	342
安佐北	1	5	9	3	7	235	242
安芸	1	3	6	3	6	118	124
佐伯	1	4	5	3	7	219	226
市計	8	33	59	24	84	1,779	1,863

(3) 選挙会事務関係者

広島県議会議員一般選挙
及び広島市議会議員一般選挙

区名	選挙長	選挙立会人		選挙会事務従事者		
		県議	市議	区選管書記	区職員	計
中	1	3	3	6	-	6
東	1	3	4	6	-	6
南	1	3	3	4	-	4
西	1	3	5	3	-	3
安佐南	1	3	3	4	-	4
安佐北	1	3	3	4	-	4
安芸	1	3	3	5	2	7
佐伯	1	3	3	5	-	5
市計	8	24	27	37	2	39

広島市長選挙

選挙長	選挙立会人	選挙会事務従事者 (市選管書記)
1	3	3

7 選挙啓発事業

広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種別	事項	時期	場所等	内容・その他	【参考】広島県選挙管理委員会
屋 外 広 告	① 懸垂幕の掲出	3/8～ 3/25～	・市役所・各区役所 ・デパート（天満屋、三越、アクア広島センター街等）	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出する。	県庁
	② 立看板の掲出	3/25～	・区役所 ・出張所（似島出張所を除く） ・公民館 等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出する。	—
	③ 大看板の掲出	3/25～	・JR西広島駅前 ・中央公園南東側 ・西区役所前	選挙名及び投票日の周知用大看板を掲出する。	県庁、JR広島駅、JR呉駅、JR福山駅
	④ ポスターの掲出	3/25～	・市内官公庁、主要企業等 ・JR、バス、アストラムライン、市内電車への車内掲出 ・アストラムライン駅構内へ掲出（本通駅、県庁前駅）	投票日の周知及び投票参加を呼びかけるポスターの配布 選挙名及び投票日の周知用ポスターを掲出する。	広島市外の官公庁、大学、銀行、主要企業等
	⑤ タクシー用ステッカー	3/25～	・市内タクシー	タクシーにステッカーを掲出し、投票参加を呼びかける。	—
	⑥ 投票所周知用立看板の掲出	4/2～ 4/7で 設置 作業	・投票所の分かりにくい地区 ・投票所の変更があった地域	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出する。	—
	⑦ のぼりの掲出	3/25～	・区役所・出張所の敷地	選挙名及び投票日の周知用のぼりを掲出する。	県庁周辺 (市長・市議選挙併記)
	⑧ 公用車用マグネットシート	3/25～	・市・区一般公用車 ・清掃車	選挙名及び投票日の周知用マグネットシートを貼りつける。	県庁・地域事務所 公用車
	⑨ 花電車の運行	3/25～	・広島駅～広島港 ～広電西広島	装飾した市内電車を走らせ、選挙名及び投票日を周知する。	—
	⑩ ヤングフェスタでの横断幕掲出	3/8～	・青少年センター	会場内に横断幕を掲出し、来場者に投票参加を呼びかける。	—
	⑪ バスフロント幕掲出	3/25～	・市内バス	市内バスフロントに幕を掲出し、投票参加を呼びかける。	—

種別	事項	時期	場所等	内容・その他	【参考】広島県選挙管理委員会
街頭宣伝	① 一般宣伝車による巡回	4/1～	8区内 《告示日以降の休日等4日間で延べ44台》	選挙名や投票日の周知と投票参加を呼びかけるため、各区内にて宣伝車を巡回させる。	各支局広報車による巡回（町域のみ）
	② 街頭啓発	告示日から投票日前日	ア 各区の繁華街等	各区の繁華街において啓発グッズを配布し、投票参加を呼びかける。 区明推協委員	県内14市で、各市区選管・明推協及び各種団体の協力を得て、啓発グッズを配布 (中区八丁掘近辺)
		4/1以降	イ 白ばらキャラバン隊の啓発（6日間） 市内駅前、繁華街、イベント会場前等	マスコットの「いっぴよん」他によるキャラバン隊を編成し、市内JR駅前や繁華街で、啓発グッズを配布し、投票参加を呼びかける。 また、選挙期間中に開催の各種イベントにあわせ、主催者の了解のもとで啓発を実施する。	—
		4/7	ウ ステージイベントでの啓発 シャレオ中央広場	シャレオ中央広場においてステージイベントを開催し、来場者に対して、投票日の周知と投票を呼びかける。	—
	③ 街頭大型ビジョン	3/25～	・八丁堀、広島駅、紙屋町・本通り交差点、シャレオ、基町クレド	テレビスポットと同一素材を放送し、選挙名、投票日及び投票参加を呼びかける。	—
テレビ等	① テレビ放送	3/25～	・民放4局 48回 (15秒スポット)	テレビスポットにより、選挙名、投票日及び投票参加を呼びかける。	民放4局において、啓発スポットを放送。(48回)
	② ラジオ放送	3/25～	・RCC 10回 ・広島エフエム 5回 (20秒スポット)	ラジオスポットにより選挙名、投票日及び投票参加を呼びかける。	民放2局において、啓発スポットを放送。(15回)
	③ 市提供テレビ・ラジオ	テレビ 3/25 4/7 ラジオ 4/7	選挙期間中の放送日	市提供のテレビ・ラジオ番組で投票参加を呼びかける。	県の広報番組において啓発。
	④ 新聞広告	—	—	—	全国5紙、地方2紙（中国、山陽）に広告
	⑤ 市広報紙の利用	3/15 4/1	広報紙「市民と市政」	広報紙「市民と市政」に選挙に関する周知記事を掲載する。	県の広報誌において啓発

種別	事項	時期	場所等	内容・その他	【参考】広島県選挙管理委員会
その他	① 啓発グッズの作成	3/23 納入	・各街頭啓発等	入浴剤、ポケットティッシュ、バンソウコウ、ポリ袋	新聞整理袋、キッチンペーパー、あぶらとり紙、ポケットティッシュ、バンソウコウ
	② 啓発用お面の配布	3/23 納入	・動植物公園、交通科学館等 (作製数5,000枚)	市内の公共施設においてお面を配布し、保護者に対し投票参加を呼びかける。	—
	③ 住所異動者に対する周知用チラシの配布	3/9～	・各区役所、出張所窓口	選挙名、不在者投票及び投票参加を呼びかけるため、住所異動者に配布する。	—
	④ 点字のお知らせ	～3/30	・候補者経歴 (広島市長、市議会議員)	視覚障害者、公共施設に選挙公報を点字訳した冊子を配布する。	県議会議員分を作成・配布
		～4/5	・選挙公報の点字版冊子 (広島市長選挙)	視覚障害者、公共施設に選挙公報を点字訳した冊子を配布する。	—
	⑤ 館内放送による啓発	3/25～	・市内デパート、 スーパーマーケット等	館内放送により、来場者へ投票日の周知及び投票参加を呼びかける。	有線放送電話協議会等へ放送依頼
	⑥ インターネットによる啓発	2/22～ 3/12～	・ホームページへの掲載	市選挙管理委員会ホームページにおいて、投票日等を周知する。	県ホームページへの掲載 民間ホームページへのバナー広告
⑦ 明るい選挙ユースボランティアによる若年層を対象とした啓発の実施	2/21～	・ヤングフェスタ、前日イベント等での啓発 ・中学3年生向け副読本等への意見提供 [別紙を参照]	選挙啓発キャンペーンへの参加や、選挙啓発資材作成への意見提供等により、若年層を中心に投票参加を呼びかける。	—	

広島市明るい選挙ユースボランティア「チームGOⅢ」活動実績

1 参加者 <募集期間:平成19年1月22日～2月15日>

16名 [内訳] ・女性10名、16～33歳(高校生1名、大学生等7名、社会人2名)
 ・男性 6名、21～31歳(大学生1名、社会人5名)
 ※キャッチフレーズ「投票へGO!選挙へGO!輝きにGO!」

2 活動記録

	区 分	月日	時間	場所	内 容	参加人数	報道実績
1	第1回ミーティング	2/21 (水)	18:30 ～ 20:30	市役所 14階	・メンバー紹介 ・今後の活動説明 ・グループ名決定 等	11	・中国 ・TSS
2	ヤングフェスタ2007	3/10 (土)	13:00 ～ 15:00	青少年 センター	・ワークショップ「なぜ選挙に行かない？」 「どうしたら行く？」 ・ステージPR(ゲスト:よさこいグループ 「翔龍」)、PRグッズ配布 ・「ひろしまサンデースタジオ」(HTV)、 「新ひろしま元気百倍」(RCC)、 「市民と市政」取材	9	・中国 ・朝日 ・読売 ・NHK ・RCC ・HTV ・TSS
3	前日イベント・コンペ	3/16 (水)	18:00 ～ 19:00	市役所 2階	・イベント企画案への意見提供	3	
4	「ひろしまサンデー スタジオ」スタジオ収録	3/23 (金)	13:00 ～ 15:00	広島 テレビ	・市広報テレビ「ひろしまサンデー スタジオ」(HTV3/25 7:30～7:45)スタジオ収録	7	
5	第2回ミーティング	3/29 (木)	18:30 ～ 20:30	市役所 14階	・前日イベントのボランティア・コーナーの 企画検討(模擬投票計画)	7	・朝日
6	サンフレッチェ広島 Jリーグ公式戦	3/31 (土)	14:30 ～ 18:00	ビッグ アーチ	・前日イベント打合せ ・会場前でのPRグッズ配布	5	・読売 ・HTV
7	木下大サーカス	4/3 (火)	10:00 ～ 11:00	商工 センター	・会場前でのPRグッズ配布 (子ども用お面配布、キャラバン隊同行)	5	・中国 ・RCC ・HOME
8	広島東洋カープ 公式戦	4/5 (木)	17:00 ～ 18:00	市民 球場	・会場前でのPRグッズ配布 (キャラバン隊同行)	3	・NHK ・TSS
9	市・県選管合同 街頭啓発	4/6 (金)	12:00 ～ 13:00	八丁堀 交差点	・街頭でのPRグッズ配布 (県選管、キャラバン隊同行)	3	・朝日 ・産経
10	市広報ラジオ生出演	4/7 (土)	8:00 ～ 9:00	RCC	・「ひろしま市民とともに」2名呼びかけ (8:40～8:45)	4	
11	投票日前日イベント	4/7 (土)	10:00 ～ 15:30	シャレオ	・打合せ(まちづくり交流プラザ) ・マスコットを選ぶ模擬投票 (じゃぐっちーVSラッピー)	7	・中国 ・読売 ・RCC ・HOME

3 今後の活動予定(参議院議員通常選挙まで)

- ① 5/21(月) 平成19年度広島県明るい選挙推進協議会総会での活動発表
- ② 5月下旬～6月上旬 平成19年度広島市明るい選挙推進協議会総会での意見交換
- ③ 7月上旬 参議院議員通常選挙のための自主企画・運営イベント実施

広報ひろしま 市民と市政

平成19(2007)年
通巻1323号

3.15

目次	
特集 広島市の平成19年度当初予算	4・5面
春です。桜の花を見に行きませんか	2面
家庭や地域、学校で被爆体験記を朗読してください	3面

市役所あれこれ便利電話 年中無休 8~22時
 「おしえてコールひろしま」 ☎504-0822
 ●担当課へは各課直通ダイヤルで
 ●編集・発行：広島市広報課 (〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 ☎504-2117 ☎504-2067)

市民1人 家庭ゴミ排出量/563グラム(15%増)
 1日当りの リサイクル率/21.5% (0.6%減)
平成18年12月・平成19年1月分 (前年同月比)

投票日は4月8日(日)

市長選
 議選
 市議選

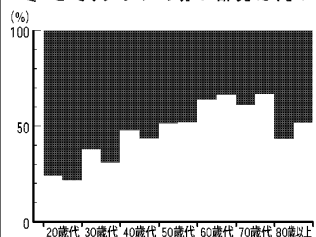
広島を考える人になる。

あっ！
投票に
行かなくなっちゃ！

3選挙同日!

3つの選挙を同時に行います。
 広島市長選挙、広島県議会議員選挙、
 広島市議会議員選挙です。投票日は
 4月8日(日)。当日に投票できない人
 は、期日前投票もできます。広島のみ
 未来を選ぶ選挙にあなたの一票を！

Q. さて、グラフの赤い部分は何?



グラフは前回の選挙の年代別投票率を表したものの各選挙区を一部抽出して算出。青色は市長選、緑色が市議選です。そして赤色の部分は、投票に行かなかった人の割合です。選挙で選ばれた市長、県議会、市議会議員は政治を行い、私たちの暮らしやまちづくりを大きくかかわります。選挙はあなたの意思を政治に反映する貴重な機会です。あなたの一票を無駄にせず、投票に行きましょう。

はがきが届きます
 投票できる人は「選挙のお知らせ」のはがきが、3月27日(火)以降に届く予定です。はがきには投票場所、時間などを記載しています。内容をよく確かめ、投票時を持ってきてください。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。選挙のお知らせ」のはがきを無くした場合も投票できます。投票所の職員にお伝えください。



投票できる人
 昭和62年4月9日までに生まれた

はい いいえ
 今回は投票できません

市長選挙 ①または②に該当する人

①今年12月24日現在、広島市内に住所があり、昨年12月24日までに住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる
 ②今年12月29日現在、広島市内に住所があり、昨年12月29日までに住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる
 ※②に該当する人の期日前投票は、3月29日以降になります

県議会議員・市議会議員選挙

今年12月29日現在、広島市内に住所があり、昨年12月29日までに住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住んでいる

はい いいえ
 投票できます 今回は投票できません

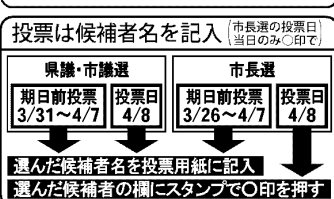
転入・転出された人はご注意ください
 住所地を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。また、市外転出者は市長・市議選に投票できず、県外転出者は市長・県議・市議に投票できません。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

広島市選挙管理委員会
 (☎504-2513、☎504-2519)、各区の選挙管理委員会

中区	☎504-2544 ☎541-3835
東区	☎568-7704 ☎262-6986
南区	☎250-8934 ☎252-7179
西区	☎532-0926 ☎232-9783
安佐南区	☎831-4927 ☎877-2299
安佐北区	☎819-3959 ☎815-3906
安芸区	☎821-4904 ☎822-8069
佐伯区	☎943-9704 ☎923-5098

当日行けなくても大丈夫
 事前に投票できます

仕事やレジャーなどで、4月8日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。朝8時半から夜は8時まで、期間中の土・日曜日にも実施します
 【期日前投票ができる期間】
 市長選は 3月26日(月)～4月7日(土)
 県議・市議選は 3月31日(土)～4月7日(土)
 【投票場所】住所地の区役所、出張所(似島を除く)



●目の不自由な人は点字投票ができます。手が不自由ななどのため、自分で投票できない人は、投票所職員の代筆による代理投票ができます。
 ●身体障害者手帳を持つ重度の障害がある人など、公職選挙法で定める郵便等投票証明書(区選挙管理委員会が発行)を持つ人は、郵便などで投票できます。投票用紙は4月4日(木)までに、区選挙管理委員会へご請求を。
 ●市長選の選挙公報を配布
 市長選の候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、4月1日(日)の朝刊に折り込んで配布します。同日以降は、区役所、出張所、公民館などで入手できます。

このたび、市長選挙と、県議会議員選挙・市議会議員選挙を同日に行うことにより、約2億円の経費を節減できます

広報ひろしま 市民の市政

平成19(2007)年
通巻1324号

4.1

目次

始めませんか、魅力ある公園づくり	2面
4月から模様替え 広報番組	2面
子どもの成長を助ける「メンター制度」	3面

選挙は自分の意思を示す機会！必ず投票しましょう！ 4月8日(日)は市長選挙、県議・市議選挙の投票日

504・2513、504・2519
広島市選挙管理委員会

市長選挙立候補者の政見など選挙公報で確認できます
市長選挙の立候補者の政見(政治に対する基本的な考え方や姿勢)などを掲載した選挙公報を4月1日(日)の新聞に折り込んでいます。また、区役所、出張所、公民館などでも入手できます。

目の不自由な人は、点字投票ができます。体が不自由なため自分で投票できない人は、投票所の職員が代筆する代理投票が利用できます。また、区選挙管理委員会で発行する郵便等投票証明書を持っている人は、郵便などで投票できます。4月4日(木)までに投票用紙を請求してください。

市長選挙立候補者の政見など選挙公報で確認できます
市長選挙の立候補者の政見(政治に対する基本的な考え方や姿勢)などを掲載した選挙公報を4月1日(日)の新聞に折り込んでいます。また、区役所、出張所、公民館などでも入手できます。

目の不自由な人は、点字投票ができます。体が不自由なため自分で投票できない人は、投票所の職員が代筆する代理投票が利用できます。また、区選挙管理委員会で発行する郵便等投票証明書を持っている人は、郵便などで投票できます。4月4日(木)までに投票用紙を請求してください。

目の不自由な人は、点字投票ができます。体が不自由なため自分で投票できない人は、投票所の職員が代筆する代理投票が利用できます。また、区選挙管理委員会で発行する郵便等投票証明書を持っている人は、郵便などで投票できます。4月4日(木)までに投票用紙を請求してください。



▲今回の選挙がデビューとなるユースボランティアの皆さんと萌える選挙を推進するマスコット「めいすい」

広報ひろしま 市民の市政

平成19(2007)年
通巻1320号

2.1

目次

税の申告はお早めに	2面
ご参加ください ひろしま温暖化ストップ/フェア	2面
市民農園で野菜を作りませんか	3面

立候補予定者説明会を開催

区立候補の届け出方法

●市長選挙

区 3月25日(日)に告示され、4月8日(日)に投票が行われる、市長選挙に立候補を予定している人
区 2月23日(金)午前10時から
区市役所北庁舎(中区役所)

●市議会議員一般選挙

区 3月30日(金)に告示され、4月8日(日)に投票が行われる、市議会議員一般選挙に立候補を予定している人
区 2月28日(水)午後2時から
区市役所本庁舎2階講堂
区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)

7 ひろしま市民と市政

くらしのガイド

平成19年(2007年)3月1日

くらしのガイド 中区版

募集 選挙投票所の臨時職員

4月8日(日)の市長選挙および県議会議員・市議会議員選挙での投票事務の補助をする臨時職員を募集しています。

勤務日時: 4月8日(日)
午前6時半～午後8時半

勤務場所: 中区内の各投票所

賃金: 10,552円(税引後)

☎電話で区政振興課(☎504-2543)へ

7 ひろしま市民と市政

くらしのガイド

平成19年(2007年)3月1日

くらしのガイド 南区版

ご注意 刈崎投票区の投票所が変わります!

4月8日(日)に行われる広島市長選挙および広島県議会議員・広島市議会議員選挙の投票所が変更になります。対象となる人は、下表の投票区域にお住まいの有権者です。

投票区名	刈 崎
投票区域	仁保一丁目、仁保二丁目、仁保三丁目、仁保四丁目、仁保南一丁目
投票所名	①刈崎会館(仁保二丁目6番8号) ②仁保緑地仮設投票所(仁保二丁目4番)

南区選挙管理委員会(☎250-8934、☎252-7179)



海、川、まちが
ふれあう
みんなの南区

南区だより

南区の人口・世帯

人口	138,081人 (824人増)
世帯	65,474世帯 (978世帯増)
平成19年2月末現在(前年同月比)	
編集/南区役所区政振興課 ☎250-8933	
(〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44) ☎252-7179	
南区ホームページは、 市ホームページ(アドレスは1ページ)から入れます	

4月8日(日)は広島市長選挙および広島県議会議員・広島市議会議員選挙の投票日です

ご注意を 今回の選挙では、瀧崎投票区の投票所が瀧崎会館から仁保緑地仮設投票所になります。対象となる人は、次の投票区域にお住まいの有権者です。

投票区域 仁保一丁目、仁保二丁目、仁保三丁目、仁保四丁目、仁保南一丁目

位置図

選挙に行きましよう

南区選挙管理委員会 (☎250-8934、☎252-7179)

西区シンボルマーク



中心に太田川放水塔を表し、その両側の町で形成される西区の地形とWEST(西)の頭文字Wを図案化したものです。

西区民だより

4月8日(日)は市長選挙および県議会議員・市議会議員選挙の投票日です

市選挙管理委員会 マスコット「いっぴよん」

井口台投票区の投票所が変わります

対象地域	変更前	変更後
井口台一丁目～四丁目	井口台集会所	井口台小学校体育館 (井口台三丁目5番1号)

選挙のお知らせはがきをお確かめのうえ、投票日当日には、お間違えのないようご注意ください。

己斐上集会所で投票される人へ

己斐上集会所は、投票所が2階となっています。階段での移動を介助しますので、呼び鈴(ブザー)で、遠慮なく職員をお呼びください。

西区選挙管理委員会事務局 (☎532-0926、☎232-9783)

くらしのガイド 安佐南区版

4月8日(日)は、広島市長選挙、広島県議会議員・広島市議会議員選挙が予定されています

投票所が変わります **ご注意を**

安古市第四投票区の投票所が、安佐南区役所分館から古市公民館に変更になります。

選挙のお知らせ「はがき」をお確かめのうえ、投票日当日には、お間違えのないようご注意ください。

南区選挙管理委員会 (☎831-4927)

投票所臨時職員を募集しています **募集中**

投票日当日の投票所での事務に従事していただく臨時職員を募集しています。

【日時】4月8日(日)午前6時半～午後8時半

【職務内容】区内の投票所での事務補助


【賞金】10,552円(所得税引後)

南区政振興課 (☎831-4925)

くらしのガイド 安佐北区版

市長選挙および県議会議員・市議会議員選挙の事務臨時職員を募集します

投票所での投票事務に関する補助的な業務です。
 ①18歳以上(高校生は除く)
 【勤務場所】区内のいずれかの投票所
 ※ご希望に添えない場合があります。
 【勤務日時】4月8日(日)午前6時半～午後8時半
 ※勤務する投票所によっては、前日の土曜日に1～2時間程度の勤務がある場合もあります。
 【賃金】10,552円(税引後)
 ②電話で、区政振興課へ。先着300人。
 ③区政振興課(☎819-3903、☎815-3906)



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

※ 料金の記載の無いものは、無料です


くらしのガイド 安芸区版

☆投票所が変更になります

4月8日(日)に行われる広島市長選挙および広島県議会議員・広島市議会議員選挙では、次の投票所が変更になります。

投票区名	投票区域	投票所名
上 瀬 野	上瀬野一丁目、上瀬野二丁目、上瀬野町、上瀬野南一丁目(ただし、瀬野投票区分を除く。)、上瀬野南二丁目	(旧)上瀬野保育園(上瀬野二丁目6-11) ↓ (新)上瀬野南第一公園仮設投票所(上瀬野南二丁目11)

☆広島市長選挙は電子投票ではありません
 4月8日(日)に行われる広島市長選挙は、電子投票ではなく従来どおりの投票用紙による投票になります。
 ④区選挙管理委員会事務局(☎821-4904、☎822-8069)



安佐北区のシンボルマーク

水と緑 みんながふれあい輝くまち

あさきた

区報

安佐北区の人口・世帯

人 口	156,130人 (913人減)
世 帯	61,580世帯 (540世帯増)

平成19年2月末現在(前年同月比)

編集 安佐北区役所区政振興課 ☎819-3903
 (〒731-0292 安佐北区可部四丁目13番13号) ☎815-3906
 区ホームページは、市のホームページ(アドレスは1ページ上)から入れます

4月8日(日)は市長選挙および県議会議員・市議会議員選挙の投票日です

今回の選挙では、次の投票区で投票所が変わります。ご注意ください。

投票区	変更後	変更前
深川第一	深川小学校体育館 ◀高陽公民館	
落合第四	落合小学校体育館 ◀落合集会所	
安佐第十六	飯室小学校体育館 ◀飯室集会所	

◆次の施設は、2階が投票所になっています。
 玖村会館、西部会館、安佐町商工会館
 体が不自由な人や高齢者の介助のため、職員を配置しています。遠慮なくお申し出ください。
 ◎4月8日(日)は選挙のため、区役所各課の直通番号が利用できません。区役所にご用の場合は、市役所代表電話(☎245-2111)をご利用ください。
 ④区選挙管理委員会(☎819-3959、☎815-3906)

くらしのガイド 安芸区版

☆投票所変更などのお知らせ

4月8日(日)に行われる広島市長選挙および広島県議会議員・広島市議会議員選挙では、次の投票所が変更になります。
 また、広島市長選挙は、電子投票ではなく、従来どおりの投票用紙による投票になります。

投票区名	投票区域	投票所名
上 瀬 野	上瀬野一丁目、上瀬野二丁目、上瀬野町、上瀬野南一丁目(ただし、瀬野投票区分を除く。)、上瀬野南二丁目	(旧)上瀬野保育園(上瀬野二丁目6-11) ↓ (新)上瀬野南第一公園仮設投票所(上瀬野南二丁目11)

④区選挙管理委員会事務局(☎821-4904、☎822-8069)



4月8日(日)は、広島市長選挙・広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙の投票日です。

投票時間 午前7時から午後8時まで

★ 南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

1 投票日当日に投票できる人

■広島市長選挙 ■広島市議会議員選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)(2)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。

(1) 昭和62年4月9日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)

(2) 平成19年3月29日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成18年12月29日までに住民基本台帳に登録された人)

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票する所
市外から	平成18年12月29日までに届出をした人	広島市
広島市へ転入	平成18年12月30日以降に届出をした人	投票できません
広島市内間で 転居(既登録者)	平成19年3月6日までに届出をした人	新しい住所地
	平成19年3月7日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から市外へ転出		投票できません

■広島県議会議員選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)(2)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。

(1) 昭和62年4月9日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)

(2) 平成19年3月29日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成18年12月29日までに住民基本台帳に登録された人)

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票する所
県外から	平成18年12月29日までに届出をした人	広島市
広島市へ転入	平成18年12月30日以降に届出をした人	投票できません
県内他市町から 広島市へ転入	平成18年12月29日までに届出をした人	広島市
	平成18年12月30日以降に届出をした人	元の住所地(注1)
広島市内間で	平成19年3月6日までに届出をした人	新しい住所地
	平成19年3月7日以降に届出をした人	

転居(既登録者)	人	元の住所地
広島市から	平成18年12月29日までに届出をした人	新しい住所地
県内他市町へ転出	平成18年12月30日以降に届出をした人	広島市(注1)

◆県外へ転出された方は投票できません。

◆(注1)投票にあたっては、次の(1)~(3)を満たす必要があります。

- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- (3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること

2 投票用紙の種類

◆投票用紙については次のとおりです。

■広島市長選挙	候補者名の上の欄に○印を付けます(注2)	黄色の用紙
■広島県議会議員選挙	候補者名を記載します	白色の用紙
■広島市議会議員選挙	候補者名を記載します	水色の用紙

◆(注2)広島市長選挙の期日前投票などでは、投票用紙に候補者名を記載します。

3 はがき「選挙のお知らせ」

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を3月27日(火)に発送します。投票するときにご持参ください。

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、はがきが届いた後になくされたり、投票される際にはがきを持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

4 期日前投票

■広島市長選挙

◆日時

3月26日(月)から4月7日(土)の午前8時30分から午後8時まで
(土・日を含む)

◆場所

住所地の区役所、住所地を管轄する出張所(似島出張所を除く。高陽出張所には敷地内の仮設投票所)

※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)

※印鑑は必要ありません。

◆昨年12月25日から12月29日までに広島市に転入の届出をされた方で「1 投票日当日に投票できる人」に当てはまる方の期日前投票は、3月29日以降になります。

■広島県議会議員選挙 ■広島市議会議員選挙

◆日時

3月31日(土)から4月7日(土)の午前8時30分から午後8時まで
(土・日を含む)

◆場所

住所地の区役所、住所地を管轄する出張所(似島出張所を除く。高陽出張所には敷地内の仮設投票所)

※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」のはがき(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)

※印鑑は必要ありません。

5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における投票日以前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)
○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票する場合など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票する場合は、「不在者投票宣誓書・請求書」を登録されている区の選挙管理委員会へ郵送又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

◆広島県議会議員選挙、広島市議会議員選挙の投票が3月31日(土)からとされています。このため、それ以前に広島県議会議員選挙、広島市議会議員選挙の投票ができる方から「不在者投票宣誓書・請求書」が提出された場合、3月29日(木)以降に3種類の投票用紙等を郵送により発送することとしています。

万一、お急ぎで、広島県議会議員選挙と広島市議会議員選挙の投票を請求されない場合(広島市長選挙のみ投票する場合は、「不在者投票宣誓書・請求書」の広島県議会議員選挙と広島市議会議員選挙の文字を二重線で消して請求するなど、その旨を明記してください。

この場合、広島県議会議員選挙と広島市議会議員選挙については、後日、改めて投票用紙等を請求されるか、期日前投票所あるいは当日投票所にお越しのうえ、投票してください。

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月4日(水)までに区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

詳しくは、関連情報 >>>体が不自由な人の投票は? をご覧下さい。

7 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

8 選挙公報(■広島市長選挙)

候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、4月1日(日)に新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届きしだい、備え付けます。

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号
	安佐第十一投票区	西部会館	安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2
	安佐第十七投票区	安佐町商工会館	安佐北区安佐町大字飯室3059番地の1

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会		
市 ⇒ 電話504-2513	南区 ⇒ 電話250-8934	安佐北区 ⇒ 電話819-3959
中区 ⇒ 電話504-2544	西区 ⇒ 電話532-0926	安芸区 ⇒ 電話821-4904
東区 ⇒ 電話568-7704	安佐南区 ⇒ 電話831-4927	佐伯区 ⇒ 電話943-9704

その他広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は >>>[こちら](#) をご覧ください。

関連情報

- 広島市長選挙、広島県議会議員選挙及び広島市議会議員選挙 投開票状況
- 市民の皆様へ 選挙運動用ポスターの毀損等の通報について(お願い)
- 選挙管理委員会への問い合わせは？
- 投票ってどのようにするの？
- 投票日当日に投票所へ行けない場合は？
- 体が不自由な人の投票は？

ダウンロード

- 「不在者投票宣誓書・請求書」(広島県議・広島市議・広島市長選)(10KB)(PDF文書)

—お問い合わせ—

市選挙管理委員会事務局 啓発担当

☎082-504-2594

☎082-504-2066

✉shisenkan@city.hiroshima.jp

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

[戻る](#)

[広島市ホームへ](#)

広島市役所 ☎730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
[>地 図](#) 代表電話082-245-2111

各課お問い合わせ先
[>各課直通電話・FAX番号・Eメールアドレス](#)

[プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright (C) 2005 HIROSHIMA City. All rights reserved.

4月8日(日)は 広島市長選挙 広島県議会議員選挙 広島市議会議員選挙 の投票日です!!

当日投票できる人の範囲

次の表の年齢要件と住所要件をともに満たす人です。

年齢要件	住所要件
昭和62年4月9日までに生まれた人 (選挙期日において満20歳に達する人)	平成18年12月29日までに住民基本台帳に登録された人 (平成19年3月29日現在で、市内に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人)

住所を異動した選挙人の投票日当日の投票の可否及び場所 **最近住所をかえた人はご注意を。**

区分	転居 (既登録者)	投票できる選挙			投票場所	
		市長選	県議選	市議選	以前の住所	現在の住所
広島市内で	平成19年3月6日までに届出をした人	○	○	○	-	○
	平成19年3月7日以降に届出をした人	○	○	○	○	-
広島市から 県内他市町 へ転出	平成18年12月29日までに届出をした人	投票できない	○	投票できない	-	○ (県内他市町)
	平成18年12月30日以降に届出をした人	投票できない	△	投票できない	△ (広島市)	-
広島市から県外へ転出		投票できない			-	-

- △: 広島県内の以前の住所地で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。
- ① 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されている。
 - ② 広島県内の市や町の間で1回だけ住所をかえた人に限る。
 - ③ いずれかの市区町の発行する証明書等を提示する。

投票当日の投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票の際には「選挙のお知らせ」はがきをお持ちください

区選挙管理委員会からお送りする「選挙のお知らせ」のはがきを投票の際にお持ちください。届かなかったり、なくした場合も、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

期日前投票

仕事・レジャーなどで、4月8日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日曜日にも投票できます。

【期日前投票ができる期間】	市長選挙は	3月26日(月) ~4月7日(土)	市長選挙の期日前投票では、昨年12月25日から12月29日までに広島市に転入の届出をされた方で、「当日投票できる人の範囲」に当てはまる方の期日前投票は3月29日以降になります。
		県議会議員選挙・市議会議員選挙は	3月31日(土) ~4月7日(土)
【投票場所】	住所地の区役所、出張所(似島出張所を除く。) ※連絡所ではできません		
【持っていくもの】	「選挙のお知らせ」はがき(届いているとき)		

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。手が不自由なため、自分で投票できない人は、投票所職員による代理投票ができます。

郵便等での不在者投票

身体障害者手帳を持つ重度の障害がある人など、公職選挙法で定める郵便等投票証明書(区選挙管理委員会が発行)を持っている人は、郵便などで投票できます。投票用紙は4月4日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

2階の投票所について

次の投票所は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号
安佐北区	安佐第十一投票区	西部会館	安佐北区安佐町大学小河内6080番地の2
	安佐第十七投票区	安佐町商工会館	安佐北区安佐町大字飯室3059番地の1

広島市長選挙は選挙公報を配布します

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を4月1日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。同日以降は、区役所、出張所、公民館などで入手できます。

(お問合わせ先)	市 →	TEL 504-2513	南区 →	TEL 250-8934	安佐北区 →	TEL 819-3959
市・区	中区 →	TEL 504-2544	西区 →	TEL 532-0926	安芸区 →	TEL 821-4904
選挙管理委員会	東区 →	TEL 568-7704	安佐南区 →	TEL 831-4927	佐伯区 →	TEL 943-9704

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
(表)

市内居住者用

郵便はがき

料金後納郵便

広島
の
明
る
い
未
来
を
こ
の
一
票
で

選挙事務

(差出人)

選挙
一般
選
議員
一
般
選
議員
長
選
会
市
議
議
員
長
選
会
市
議
議
員
長
選
会
市
議
議
員
長
選

選挙のお知らせ

投票日 4月8日 午前7時から午後8時まで

投票所

選管使用欄 県議 () () () () 市議 () () () () 市長 () () () ()

※裏面をご覧ください。

(裏)

投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。名簿対照係へ提出してください。はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

また、投票所では誕生日(○月○日のみ)をおたずねして、ご本人であることを確認させていただいています。

生まれた年「○年」は必要ありません。また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

【県議】投票用紙(白色)に候補者氏名を記載してください。広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。この場合、いずれかの市区町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。(市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。)

【市議】投票用紙(水色)に候補者氏名を記載してください。【市長】記名式投票(期日前投票・点字投票等は除く)です。投票用紙(黄色)に候補者氏名が印刷されていますので、投票しようとする候補者氏名の上の欄に○をつけてください。○以外の記載をすると無効になります。

※ 広島市外に住所を移した人は、市議と市長の投票はできません。

選挙公報について (市長のみ)

市長選挙の選挙公報を新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経)に折込んでお届けします。新聞を購読されていない方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会にお申出ください。

なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

期日前投票のお知らせ ぜひ、利用してください。

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。(宣誓書の記入が必要です。)

■期 間 【市 長】3月26日(月)～4月7日(土)
【県議・市議】3月31日(土)～4月7日(土)
(土曜日・日曜日でもできます。)

■時 間 午前8時30分～午後8時

■場 所 住所地(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所(似島出張所を除く。)

※連絡所では、できません。

■持参するもの このはがき(届いているとき)

くわしくは

表記の区選挙管理委員会へおたずねください。

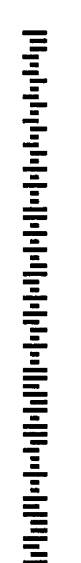

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
(表)

県内転出者用

郵便はがき

料金後納郵便

広島の明るい
未来をこの一票で

選挙事務

(差出人)

選挙のお知らせ

広島県議会議員一般選挙

投票日 **4月8日** 午前7時から午後8時まで

投票所

選挙使用欄

県議 ()

※裏面をご覧ください。

(裏)

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。

いずれかの市区町の発行する「(ア)引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「(イ)住民票」を提示すれば投票できます。

ただし、市や町の間を2回以上異動した人、転出先(現住所)の選挙人名簿に登録された人は、広島市では投票できません。

投票の方法

- 投票日当日、表記の投票所で投票する。
(「ア」又は「イ」を持参してください。)
- 旧住所地(選挙人名簿登録地)の区役所で期日前投票をする。
(「ア」又は「イ」を持参してください。)
- 現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする。
 - ① 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきと「ア」又は「イ」を封書に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
 - ② 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
 - ③ 郵便のやりとりで日数がかかりますので、至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間

- 3月31日(土)から4月7日(土)まで
(土曜日・日曜日でもできます。)
- 毎日、午前8時30分から午後8時まで
(広島市以外での時間や場所については、それぞれお問い合わせください。)

不在者投票請求書・宣誓書

私は、平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成19年 月 日

不在者投票事由
住所移転のため、他の市や町に居住

現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日生
電話	

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。